

国土審議会推進部会

第3回移住・二地域居住等促進専門委員会

令和5年12月12日

【出水企画専門官】 定刻となりましたので、ただいまから国土審議会推進部会第3回移住・二地域居住等促進専門委員会を開催いたします。

事務局の国土政策局総合計画課の出水です。

お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本日は、一部途中から御出席の委員がおられますが、委員の皆様全員に御出席を賜ります予定としておりまして、当委員会の定足数を満たしておりますことを申し添えます。

続きまして、本日の会議の公開について説明いたします。

参考資料1の設置要綱を御覧ください。本専門委員会の設置要綱第5項及び第6項により、本委員会は原則として公開することとされております。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができ、その場合、理由を明示した上で、議事要旨を公開することとされております。

本日の議事（2）で意見交換を設けておりますが、委員にそれぞれの立場から忌憚のない御発言をいただく必要があることから、議事（1）以降については会議を非公開とし、非公開部分については、後日議事要旨を公開させていただきます。

この議事の取扱いについてはあらかじめプレスリリースでお知らせしておりますが、傍聴の方々におかれましては、あらかじめ御了承ください。

また、本日は対面・ウェブ会議併用方式で開催しております。オンラインにて御参加の委員の皆様には、ウェブ会議の運営方法の基本的なルールを事前にお送りしておりますので、改めて御確認ください。円滑な進行のため、御発言されるときを除いて音声の設定はミュートをお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をいたします。

議事次第のほか、資料1と資料2、参考資料1から8がございます。資料がお手元に届いていない場合や、その他、何かございましたら事務局までお知らせください。

それでは、議事に移ります。

カメラ撮りはここまでとなります。退室いただきますので、少々お待ちください。

報道関係者の方でそのまま傍聴を希望される方はお残りください。また、お残りになられる方は、傍聴可能な議事（１）終了までの出入りは、会議の進行の妨げになりますので御遠慮ください。

（カメラ退室）

【出水企画専門官】 それでは、これ以降の議事運営は小田切委員長にお願いいたします。

【小田切委員長】 皆様方、おはようございます。第３回の委員会を始めさせていただきますと思います。

前は３時間コースという長丁場でした。今日はいよいよ中間取りまとめとなりますが、この２時間の中で議論させていただきたいと思いますが、事前に皆様方に事務局からコミュニケーション取っていると聞いております。今日の会議の中ではコンパクトに御発言いただければと思います。中間取りまとめの素案についての御説明、その後、意見交換という形になります。

それでは、まず事務局の倉石課長から御説明をお願いいたします。

【倉石総合計画課長】 倉石です。本日もよろしくお願いいたします。

まず、資料の御説明、今回の本題であります資料１中間取りまとめ（素案）を御覧ください。

最初に、本資料の中間取りまとめ（素案）の位置づけですが、この資料は、本日時点ではあくまで素案ということでありまして、本日のこの会議の意見交換、この後の意見交換を経て、後日成案としてまとめさせていただくものでございます

まず全体構成ですけれども、最初に１ページが取りまとめの概要１枚、２ページ目以降が基礎データ、次に２として基本的考え方、それから３から６として、住まい、なりわい、コミュニティ、横断的事項の各柱の課題、７で対応の方向性、総論、各論、８として具体的取組事項、最後が９のさらなる課題となっております。

本資料につきましては、事前照会の段階でも各委員の皆様からコメントもいただいております。反映すべきは可能な限り反映させていただいております。その詳細は時間の関係で割愛させていただき、ポイントの説明をしたいと思います。

まず、２ページから御覧いただきまして、データの関係です。２ページの右の円グラフのデータになりますが、国交省で、全世帯の１８歳以上、全世帯１０万人を超えるアンケート

トの調査の最新のデータが出ましたので、掲載しております。二地域居住等への関心層が約3割ということと、注目は、前回もお話ありました、収入、世帯年収に着目したところ、現に二地域居住等を行っておられる世帯の年収が、赤字の下線でありますところの200万円から800万円の層が5割以上を占めております。

次に、基本的考え方ではありますが、一番下の欄の促進策のスコープというところを御覧いただきまして、前回も議論ありましたターゲットをどうするか、今回の促進策のターゲットの議論とも関わる場所ではありますが、ここに「地方への人の流れを創出するため、主にUIJターンを含む若者・子育て世代をターゲットとしつつ、多様なライフスタイルの実現のための環境整備として、移住・二地域居住等を促進」と記しております。ここは委員長とも御相談しまして、まず対象者ということの属性につきましては、コロナを経た近年の若年層や子育て世代の国民のニーズの高まりに素直に対応することがまず必要だと考えました。一方で、あまりターゲットを絞り過ぎないことが今の時点ではよいだろうということで、促進策のスコープということで記しております。

居住等の態様について、移住、二地域居住等というワーディングを使っていますが、これも委員長のお言葉を借りれば2つあって、1つは「経過的」なもので、つまり最終的に移住に至るまでの段階としての二地域居住だとかお試し居住、長期滞在みたいなものと、もう一つは「目的」なもの、つまり二地域居住など、それ自体を楽しむというライフスタイルの大きく2つの種類があって、この両者に光を当てるのがよかろうということで、このように記載しております。

4ページ以降が中身の3から6になりますが、課題として、住まい、なりわい（仕事）、コミュニティー、それから横断的事項の課題の解決ということでございます。4ページ、住まい（住環境）で、広く地域交通や医療、病院周りなど、その辺りの日常生活に関わる部分も含めて「住まい（住環境）」とタイトルを打っています。

(1)のニーズに合った住まいの不足ということで、青字のところで、①空き家の活用ということで、これまでもいろんな御意見がありました。なかなか宅建業者の手間に見合う収入が得られにくいということや、不動産会社やNPO等と自治体の間で売主と買主、借主と貸主についての情報が十分に流通していない。一番下のポツで、建物の活用に当たって都市計画法や建築基準法の柔軟運用を認めることが必要ではないかというような御意見がありました。

さらに②の青字、賃貸住宅の供給のところ、前回もありましたシェアハウスといった

ものが交流の場としてもビジネス機会の創出としても非常に有効ではないかということで、これの促進が必要だという御意見がありました。破線のところ、以下のページもすべて同じですが、特徴的な各事例、この課題に対応したような事例を、詳細は参考資料にもつけていますが、ここに引用・参考にしていただきながら御覧いただければと思います。

それから5ページですが、住まい（住環境）の2つ目のページで、(2)の個人の経済的負担ということで、1つ目の丸ですけれどもでは個人の経済的支援。実際、移住とか二地域居住をされる方の経済的支援、特に二地域間、例えば東京と徳島などを移動する長距離の交通費、それからインターネット環境の確保、いろいろお金がかかるということで、公的支援が必要ではないかというお話がありました。

そして、(3)がお試し居住・長期滞在等の促進ということで、先ほどの段階的な対応が必要だということで、移住の一手手前のところをしっかりと支援する。それから、下の(4)の子育て等の住生活環境の充実ということで子育て環境、保育・教育環境の整備というのが非常に重要です。それから、生活周りの地域交通、医療等の話も含めて住生活環境の充実が非常に必要だという課題をいただきました。

次の6ページを、これが大きく2つ目のなりわい（仕事）の部分であります。(1)場所にしばられない働き方（転職なき移住）への対応で、1つ目のポツで、もともと地域にある潜在的なニーズの把握、それから既存施設をうまく活用するというお話もありました。それから、2つ目のポツでは、ワーキングスペースなどの施設の運営のためのコーディネーターとなる人材の育成・確保が必要だという御意見がありました。

それから、下部の(2)ニーズに合ったなりわいの確保で、3つ目のポツ、都会に偏在している知識産業、それから組織管理に長けた人材とも、ある程度ターゲットを絞って、このなりわいの部分でマッチングすることが重要ではないかというお話がございました。それから、マクロで見たときの全国的な産業転換のお話、機会というのを捉えてしっかりと人材を確保することが必要ではないかというお話がございました。

7ページでございます。なりわいの2つ目ですが、上の(3)副業というキーワードです。このキーワードというのは前回もかなり御意見がございました。副業というのが、地域への関わりしるを増やす機会にもなるということ、それから併せてリスクリング、学び直しの機会も増やしていくという観点も非常に重要だという話、御意見がございました。

次、8ページ、課題の大きく3つ目、コミュニティー（地域づくりへの参加）のところでございます。前文の3行目ぐらいですが、前回もお話出ましたけれども、女性に対する

ものを中心としたアンコンシャスバイアス、こういう無意識の思い込みや偏見みたいなものの理由によって移住・二地域居住者等に不安が生じたり、トラブルが生じることもあるということで、こういったものの払拭も十分認識してコミュニティーを捉える必要があるだろうということを掲げてございます。

内容としては、①、②、③ということで、交流拠点や場づくり、コーディネーター人材や場自体の運営、それからコミュニティーという全体をコーディネートする人材の必要性。それから、先ほどのアンコンシャスバイアスというところに関して申し上げますと、③のポツのところですけれども、地域の寛容性ですとか多様性への理解を高めていくということで、自治体と企業の普及啓発という観点の意識改革のための地道な取組というのも非常に重要ではないかという話がありました。最後に次のページ、④として再来訪の促進です。反復継続した観光という観点での発展・持続的な関係づくりというのもコミュニティーの形成に寄与するのではないかということを掲げております。

それから、横断的事項です。3つの柱プラス横断的事項ということで、10ページを御覧いただきまして、一番上の(1)地域の多様な主体の連携ということで、第1回、第2回の委員会でも再三、この多様な主体、自治体等の行政側だけではなくて、民間企業もできる限り、住まい、なりわい、コミュニティーというところに関わる幅広い主体、そういうものの間の連携が非常に重要ではないかという意見がありました。2つ目のポツは、行政側に照らしますと、基礎的自治体だけではなくて、広域的な取組を行う都道府県との適切な役割分担や連携というものが重要だということでもあります。

次に、(2)が施策間連携・地域間連携ということで、先ほどもありました、例えば交通と医療・福祉、それから農業ですとか、様々な施策、領域がありますけれども、その間の領域連携ということと、それから、住まい、なりわい、コミュニティーと今回柱に掲げていますけれども、それぞれの大きなくくりの領域間も有機的に組み合わせて、相乗効果、シナジーを得られるような仕組みづくりというのも必要ではないかということでございます。地域間は先ほどの市区町村といった小さなレイヤーから広域圏の大きなレイヤーまで地域間の連携というのも必要ではないかということでございます。

それから、11ページ、前回もお話がかかなり出ました、(3)学びの環境づくりということでございます。やはり二地域居住等についても、制度としては、1ポツ目、参考事例も載せていますけれども、区域外就学制度というものがありません。ただ、これを実際使われている自治体というのが少なく、全国的に言えばなかなか活用が活発にはされていないと

いう状況です。徳島県は非常に先進的にやっているということですが、こういったものの周知なども含めて、保育・教育環境の環境整備が必要だということが（３）に掲げてあります。

（４）ですけれども、情報発信の強化、先導事例の創出ということで、１ポツ目に、ライフステージに合わせた情報発信が必要ではないかということで、その他いただいた御意見を掲げております。

それから（５）ですけれども、二地域居住者等については住民票がないということ、それから賃貸居住者については行政サービスに対する負担がないということなどで課題として指摘されるけれども、地域との関わりや地域に受け入れてもらうための環境整備が必要ではないかという課題、これは幾つか御意見をいただいております。

これらの課題を踏まえまして、１２ページ以降が対応の方向性ということで、１２ページから１４ページまで対応の方向性（１）、（２）、（３）とあります。

まず、１２ページ上段の（１）総論のところでございますけれども、これらいただいた課題を踏まえまして幾つか掲げております。まず初めに、コロナ禍以降の地方移住等に対する国民の関心の高まり、先ほどデータでも、１回目、２回目もお示ししておりますけれども、こういった関心の高まりというのは個人の多様なライフスタイルの実現に向けた国民の願望にほかならないということで、国民の暮らし方、それから新しい働き方、暮らし方、こういった価値転換と地域力の回復というのに、この促進策がつながるということを打っております。それから、住まい、なりわい、コミュニティーという３本柱がやはり非常に重要ではないかということ。それから、４つ目のポツで、これも何度も話が出ていますが、官民連携、パートナーシップという協議体のようなものの構築が非常に重要で、一番下のポツですけれども、かつ住まいとか、なりわい、コミュニティー、あるいは細分化された、行政から見たときの政策領域の重なり合う領域というものの有機的な組合せ、これも非常に重要だという総論的なものをまず掲げております。

各論の部分、御覧いただきますと、先ほどの住まい、なりわい、コミュニティーに掲げてある課題に対して、それぞれへの対応の方向性ということで、住まいのところ①から④まで、次の１３ページですが、（２）のなりわい（仕事）の確保・新しい働き方、これは①から③までということで、先ほども出ましたけれども、なりわいのところでいいますと副業の話、先ほどの住まいのところいいますと空き家の利活用ということなど、それから個人の経済的負担、お試し居住・長期滞在等の促進、子育て環境の整備、こういったも

のを掲げています。

次、13ページ真ん中の(3)コミュニティーのところでは①から④まで、先ほどのタイトルと同じですけれども、対応の方向性としても課題に対応したところを幾つか掲げています。

最後、対応の方向性の4つ目の横断的論点、14ページのところでも課題に対応したような方策の方向性を掲げております。

この対応の方向性に対する具体的な取組事項ということで、15ページ、それから16ページです。こういうことが対応の方向性に対して必要ではないかということを経つか記載しております。

15ページの(1)の新たな制度設計のところですが、1つ目のポツです。これは地域の実情に応じて市町村が中心となって、二地域居住等の促進のための計画、ビジョンを作成して、計画に基づいて実施する各種施設整備等について、建築関係など各種法令手続の円滑化、それから必要な財政的支援、こういうものを行うことにより、この取組を促進していく具体の制度設計が必要ではないかということに記載しています。

それから2つ目ですが、二地域居住等の推進に関する活動を行う民間事業者やNPO法人等の指定制度、担い手、誰がこの促進を受入れ側として担うのかということについて、指定制度というのを創設して、まさに官民連携、指定された法人等についても官民連携で住まい、なりわい、コミュニティーという事業、これは住まいだけとか、なりわいだけとかコミュニティーだけとかということではなくて、地域全体で見れば総合パッケージとして事業を促進していく、そういう主体としての法人、これも官民パートナーシップということの発想で、この指定をする制度の創設が必要ではないかということを経つかしております。

それから3点目ですが、市町村、都道府県、先ほどの広域という話もありましたし、それから民間事業者、官民、そして企業の中でもそれぞれが重なり合う領域というのを、うまくシナジー効果を出す協議会を創設、設置して、それぞれのマッチングですとか地域連携を促進するというので、一つ、ターゲティングの話とも関わりますけれども、地域の側としても、地域のビジョンとか、どういうエリアでどういう人に実際地域に携わってほしいのか、そういったことを含めてこの協議体で議論をしてもらおうと、意志決定としても機能するような協議会の創設というのを具体的な取組の制度設計の柱として必要性を掲げています。

それから、16ページになりますが、これが前回最後に委員長からもおまとめいただい

た、まさに今、我々国交省でこの審議会、委員会の事務局をやっていますけれども、やはり制度や予算を持っている関係省庁が一体となって各府省の連携というのも、移住・二地域居住等の促進策のために連携方策が必要ではないかということで、棚卸しを一度、一覧性のある形で、今実際施策、予算、政策含めて、どのようなものがあるのか、足りないものは何なのか、より拡充・連携していくものは何なのかということを一覧的に、主なものを16ページに掲げております。黒字と赤字がありますが、赤字で示した部分が、特に強い連携、これは予算事業を中心にイメージしていますが、そういった連携というのが期待されると。つまり、移住や二地域居住等の促進に資するような事業、取組については、赤字に記したようなものをどううまく事業間の深い連携として、我々国交省サイドからも関係省庁にいろいろ協力をお願いして、運用を連携してやっていくべきではないかということが期待されるというふうなまとめ方をさせていただいております。

最後、9のさらなる課題ということで、今、8のところでお説明した内容は、どちらかというと短期的な課題と対応策となります。我々も御意見を踏まえて既に調整に取りかかっているものもあり、短期的に何とかしっかり連携を図っていくものですが、一方で、この9ポツについては、さらなる課題として、根本的な制度に関わるものなど含まれておりますので、中長期の検討課題ということで、これまで出た主な課題で、すぐの解決は難しいけれども、引き続き議論していこうという課題について、さらなる課題として整理してございます。

1つ目に、二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方でもございまして、二地域居住等を行う際に、遠ければ遠いほど大きくなる交通費や滞在費などの個人負担について、どう考えるかということでございます。

2つ目に、地域における生活環境の整備でもございまして、二地域居住先の生活環境、生活周りとして、地域交通や子育てなどのサービスが持続可能であることが重要となりますので、国土形成計画で掲げる地域生活圏の形成の観点との兼ね合いで、しっかりと進めてまいりたいということでもあります。

最後に、二地域居住者等の地域への関わりの環境整備ということでもございます。

ここに記載してありますのは、前回もかなり御意見をいただきました。実際地域に関わる、例えば二地域居住する方の行政負担、納税等の負担、それから住民票を持っていないと、本拠地外のところに二地域居住する場合、その本拠地外の、例えば地方の拠点というところに住民票もない、それから税負担というものです。先ほど課題のところでもありま

したけれども、この関わり方については、育児やごみ収集などの行政サービスを受け、その方々が地域に広く受け入れられるようにする観点からさらなる議論が必要ということで、制度的な、根幹的なものに限らず議論を、広く地域に受け入れてもらえるようにする関わり方というのは、いろんな観点ややり方というのも一方であるだろうということで、そういったことを念頭にここは記しております。

以上が9枚目までの説明です。最後にこれらを踏まえて1ページ目に、中間取りまとめ（素案）の概要を1枚でまとめております。

最初の箱がニーズの話、2つ目の箱がターゲティングの話、それから、真ん中の箱が住まい、なりわい、コミュニティーという3つの柱ということで前回、学びというもの、それから移動、情報、新旧の施策というもの、これも非常に重要だというお話ありましたが、委員長とも御相談させていただきましたが、柱としてのカテゴリーはこの3本柱ということ。加えて、横断的事項のところを含めまして、学びの環境づくり、白の背景のところはそれに対する対応方策になっていますけれども、こういったことを、先ほどの学びとか移動周り、移動周りは住まい（住環境）のところに記載しております。それから情報についても、必要な情報の流通や情報発信の話、それから新旧施策の話は、下から2番目の箱の右側の白の背景のところの3つ目に、先ほどお示したような、今ある施策、そういったものをうまく活用するというので、先ほどの新しい制度の必要性を掲げています。もう一つは、二地域居住等を促進する主体、促進法人等の指定制度という話もありましたが、新旧をうまく活用してコーディネートしていくような、そういった意味も含めて、ここにまとめとして記させていただいています。

一番下の箱は、まさにどういうものを議論のターゲットに置くのかというところの話を、記させていただいています。

最後、参考資料を今回幾つか御用意してまして、この後の意見交換で御参考にしていただければと思います。右肩参考資料3、4というのが、これまでの委員会の議事要旨です。それから参考資料5が、2種類ありますけれども、事務局のほうで補足的にインタビューさせていただいたものです。1つ目が住まいやコミュニティーの関係で、サブスク賃貸を全国展開されている会社であるADDress社の佐別当社長にインタビューをしたものです。それから、2つ目のヤマガタデザイン社ですけれども、主としてなりわいや育児などの観点で、山形県の庄内市で保育施設併設の産業イノベーション拠点、それから広く観光とか農業も手がけていらっしゃるんですけども、まちづくりに取り組む会社へインタ

ビューしたものをつけておりますので、参考にさせていただきます。

参考資料6は全国各地の事例集ということで、先ほど中間取りまとめ（素案）の中で引用しているものを含む事例集、参考資料7はデータ集となっております。

それから、参考資料8ですけれども、先ほど具体的施策の一覧表が16ページにありましたがこれの一番下の横断的事項に赤字でハイライトした右下の部分です。来年度から新しく運用を予定している土地・不動産情報ライブラリの活用促進の資料ということで、土地・物件の価格情報に加えて、学校やバス停、公園、病院、福祉施設など生活周りの施設情報ですとか災害リスクの情報をスマホで手軽に一覧できるようなシステムということで、来年度からの運用を予定しているというものを参考でつけております。

私からは一旦以上でございます。

【小田切委員長】 どうもありがとうございました。それなりにボリュームがある資料をコンパクトにまとめていただきました。こういう形で説明が終了しましたので、先ほど企画専門官からもございましたように。これ以降、忌憚のない議論をしたいと思いますので、議事を非公開とさせていただきたいと思います。傍聴の方は、現地、ウェブそれぞれ御退席をお願いしたいと思います。

— 了 —